

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱

制 定 平成23年 3月25日
最近改正 平成28年 4月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市HOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱（以下「HOPE要綱」という。）及び大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱（以下「マイルド要綱」という。）に基づき、HOPEゾーン事業及びマイルドHOPEゾーン事業（以下「HOPEゾーン事業等」という。）の円滑な推進に向け、地域の事情に精通したHOPE要綱第2条第4号及びマイルド要綱第2条第4号に定める協議会（以下「協議会」という。）が行うことにより、より効果的・効率的に実施することができる活動に対する交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、HOPE要綱、マイルド要綱に準ずるものとする。

(交付金対象活動)

第3条 交付金は、協議会が次の各号に掲げるもののうち、区域の状況に応じて市長が必要と認めた活動を行う場合に交付するものとする。

- (1) 地域特性に応じたHOPEゾーン事業等の周知・広報活動
- (2) 大阪市まちなみ修景補助制度の活用促進のための活動
- (3) まちなみガイドライン発行のための地元意見の把握など、HOPEゾーン事業等の円滑な推進と効果の向上に向けた活動

(交付金の額)

第4条 交付の対象となる経費は、前条の活動に係る経費のうち別表1に定める経費とし、交付の対象とならない経費は別表2に定める経費とする。

2 交付金の限度額は、前条の交付金対象活動毎に定めた具体的な内容に応じて、別表3により算定する額の合計とし、予算の範囲内において、本市の会計年度毎に交付する。

(交付金対象活動の依頼及び交付金交付申請手続)

第5条 市長が協議会に対し、交付金対象活動実施依頼書（様式第1号）により交付金対象活動の実施を依頼し、協議会が交付金の交付を受けようとするとき、協議会の代表者は、交付金交付申請書（様式第2号）に、活動計画書及び概算払申出書（様式第7号。概算払による交付を申し出る場合に限る。）を添えて、交付金対象活動の依頼が到達した日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないか、活動計画書の内容が適正かを審査し、適正と認めた場合、必要な条件を付して交付金交付決定通知書(様式第3号)により当該協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、交付金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、交付金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該協議会に通知するものとする。

3 市長は、前条の規定による申請が到達してから30日以内に前2項による通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 協議会は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付金交付申請取下書(様式第5号)により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(交付金の交付)

第8条 市長は、交付金対象活動の完了後、第13条の規定による交付金の額の確定を経た後に、協議会から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、交付金対象活動の完了前に、交付金の全部又は一部を概算払として交付できる。

2 協議会は、前項ただし書の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、第6条第1項又は第10条第3項若しくは第4項の規定により通知された交付金の額の範囲内で、請求書(様式第6号)により、概算払による交付を市長に請求することができる。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払による交付の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に交付金を交付する。

(状況報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に対して、活動の遂行状況について報告を求めることができる。

(活動内容の変更等の場合の手続き)

第10条 協議会は、交付金対象活動の一部変更又は全部を中止せざるを得ない事由が生じたときは、速やかに市長に対し、交付金交付変更等申請書(様式第7号)を提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更は除く。

2 前項の軽微な変更は、交付金の額に変更が生じない範囲での活動計画の一部変更等と

し、この場合においても、あらかじめ協議会は変更の内容及び理由等を市長に報告し、必要に応じて、変更届出書（様式第8号）により届け出なければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付決定変更等通知書（様式第9号）により、当該協議会に通知する。
- 4 市長は、本市の事情により、協議会に依頼する交付金対象活動の内容に変更等が生じるときは、市長は、当該協議会と事前に調整のうえ、交付決定変更等通知書（様式第9号）により協議会に変更等の内容及び理由を通知する。
- 5 第3項又は前項の規定により、交付金の追加が必要となる変更等の通知を受けた協議会は、第8条第2項に定める交付金の交付の請求をすることができる。
- 6 第3項又は第4項の規定により、交付金の戻入が必要となる変更等の通知を受けた協議会は、通知を受けてから、20日以内に交付金を本市に戻入しなければならない。ただし、交付金対象活動のうち既に実施した活動に要した経費及び実施を予定していた活動に係る契約の解除等の残務処理に係る経費については、この限りではない。

（交付の決定の取消し）

第11条 市長は、協議会が政治的行為を行ったと認められる場合及び協議会が交付金対象活動を実施するにあたり、法令等やこれに基づく市長の処分に違反したと認めたときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

- 2 前項の規定は、第13条に定める交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかにその旨の理由を付して交付決定取消通知書（様式第11号）により協議会へ通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により交付金の交付の決定を取消した場合において、交付金対象活動の当該取消しに係る部分について、すでに交付金が交付されているときは、協議会は前項の規定による交付決定取消通知書を受けた日から、20日以内に本市に当該交付金を戻入しなければならない。

（実績報告）

第12条 協議会は、当該年度の交付金対象活動が完了したときは当該年度の3月末日までに、第10条第3項又は第4項により活動の全部の中止、又は、第11条第1項の規定により交付の決定の全部の取消しが決定されたときは、その通知のあった日から起算して20日以内に、活動実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度における協議会の交付金対象活動の成果を市長に報告しなければならない。

- (1) 活動報告（別紙1）
- (2) 収支決算書（別紙2）
- (3) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (4) その他成果物等、前号の内容を補完するための書類

（交付金の額の確定）

第13条 市長は、協議会から前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る

書類及び必要に応じて行う現地調査、帳簿書類の検査等により、交付対象活動の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを審査し、適当と認められた場合、交付金の額を確定して、実績報告書が到達してから30日以内に交付金の額の確定通知書（様式第12号）により協議会に通知するものとする。

（交付金の精算）

第14条 第8条第3項の規定により交付金の交付を受けた協議会は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに交付金精算書（様式第13号）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで当該交付金対象活動が行われている場合は、当該年度の末日に作成する。

- 2 前項の精算書は、当該交付対象活動の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第12条第1項の規定による実績報告書に精算内容を表記し、かつ、当該実績報告書により表記された精算額と前条により通知された金額に相違がないときは、当該実績報告書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。
- 4 市長は、第1項の精算書を精査し、精算により交付金の剰余又は不足が生じていると認めるときは当該協議会あてに通知しなければならない。
- 5 協議会は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から20日以内に交付金の剰余額を戻入し、又は速やかに不足額に係る請求をしなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該交付金を交付するものとする。

（交付金の経理）

第15条 交付金の交付を受けた協議会は、当該交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付金の額の確定の通知を受けた日から5年間保存し、市長が交付金の執行の適正を期するため必要があると認めるときは検査を受けなければならない。

（加算金及び延滞金）

第16条 協議会が第11条第4項又は第14条第5項の規定により交付金の返還を行う場合において、当該返還に伴う加算金及び延滞金の算定に関しては、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）の定めるところによる。

（関係書類の公表）

第17条 市長は、次に掲げる書類について原則として公表するものとする。

- (1) 交付金対象活動実施依頼書（様式第1号）
- (2) 交付金交付申請書（様式第2号）
- (3) 前号に定める書類に添える活動計画書（別紙1）
- (4) 活動実績報告書（様式第10号）
- (5) 前号に定める書類に添える活動報告（別紙1）及び収支決算書（別紙2）

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

別表1 対象となる経費(第4条第1項関係)

経費区分	内 容 等
報償費	講師謝礼(交通費を含む)
印刷製本費	広報誌、資料、文書、パンフレット等の印刷経費
消耗品費	文房具等事務用品購入経費等(一個又は一組の価格が5万円以下のもの) 5千円未満の参考図書購入経費
図書購入費	5千円以上の参考図書購入経費
通信運搬費	郵便料金、電話代、運送費等
旅費交通費	市内交通費、市外への旅費
会費	講習会等の参加会費
使用料	会場借り上げ経費、レンタカー・事務用機器等のリース料等
保険料	イベント開催時等の傷害保険料
委託料	専門的な技術や設備を要するなどやむをえないものについて委託する際に必要となる経費(事業全体を委託する場合を除く)

別表2 対象とならない経費(第4条第1項関係)

経費区分	内 容 等
人件費	協議会の運営に係るもの(臨時・非常勤を含む)
交際費	見舞金、慶弔費等
委託料	事業全体を委託する場合
食糧費	茶菓代、昼食代、弁当代等の経費
経常的経費	協議会の運営のための事務所等の賃借料、光熱水費その他経常的な経費

別表3 交付金の額（第4条第2項関係）

第3条各号	内容	額
(1) 地域特性に応じたHOPEゾーン事業等の周知・広報活動	①当該区域のHOPEゾーン事業の内容及び協議会活動情報に関する年3回程度の広報紙の発行等、居住地魅力の向上、まちなみ整備の促進に向けたHOPEゾーン事業の周知・広報活動 ※HOPEゾーン事業の区域のみ適用	26万円
	②HOPEゾーン事業に関する本市広報資料の配布及び本市と地域との連絡会議の開催等、行政情報についての広報・連絡活動 ※HOPEゾーン事業の区域のみ適用	4万円
	③協議会ホームページを活用したマイルドHOPEゾーン事業の内容及び協議会活動情報の発信等、広域的な周知・広報活動 ※マイルドHOPEゾーン事業の区域のみ適用	14万円
	④上町台地における市民参加型事業の実施等、上町台地の居住地魅力についての周知・広報活動 ※マイルドHOPEゾーン事業の区域のみ適用	76万円
(2) 大阪市まちなみ修景補助制度の活用促進のための活動	①大阪市まちなみ修景補助制度説明会の開催等、同制度の活用促進のための活動	4万円
	②建物所有者等への修景意向アンケート調査の実施等、大阪市まちなみ修景補助制度の活用促進に係る情報収集活動	6万円
(3) まちなみガイドライン発行のための地元意見の把握など、HOPEゾーン事業等の円滑な推進と効果の向上に向けた活動	①まちなみガイドライン及び修景基準に関する地元意見の把握、内容紹介冊子の企画・編集等、まちなみガイドライン等の策定・発行に係る活動	10万円
	②まちなみガイドライン及び修景基準に基づきHOPEゾーン事業等の効果の向上に係る活動	5万円

協議会名

代表者氏名

様

大阪市長

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業
交付金対象活動実施依頼書

平成 年度における、交付金対象活動の実施を、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付金要綱第5条の規定により、下記のとおり依頼します。

1 依頼する内容

第3条各号	内容	依頼するもの
(1) 地域特性に応じたHOPEゾーン事業等の周知・広報活動	①当該区域のHOPEゾーン事業の内容及び協議会活動情報に関する年3回程度の広報紙の発行等、居住地魅力の向上、まちなみ整備の促進に向けたHOPEゾーン事業の周知・広報活動 ※HOPEゾーン事業の区域のみ適用	
	②HOPEゾーン事業に関する本市広報資料の配布及び本市と地域との連絡会議の開催等、行政情報についての広報・連絡活動 ※HOPEゾーン事業の区域のみ適用	
	③協議会ホームページを活用したマイルドHOPEゾーン事業の内容及び協議会活動情報の発信等、広域的な周知・広報活動 ※マイルドHOPEゾーン事業の区域のみ適用	
	④上町台地における市民参加型事業の実施等、上町台地の居住地魅力についての周知・広報活動 ※マイルドHOPEゾーン事業の区域のみ適用	
(2) 大阪市まちなみ修景補助制度の活用促進のための活動	①大阪市まちなみ修景補助制度説明会の開催等、同制度の活用促進のための活動	
	②建物所有者等への修景意向アンケート調査の実施等、大阪市まちなみ修景補助制度の活用促進に係る情報収集活動	
(3) まちなみガイドライン発行のための地元意見の把握など、HOPEゾーン事業等の円滑な推進と効果の向上に向けた活動	①まちなみガイドライン及び修景基準に関する地元意見の把握、内容紹介冊子の企画・編集等、まちなみガイドライン等の策定・発行に係る活動	
	②まちなみガイドライン及び修景基準に基づきHOPEゾーン事業等の効果の向上に係る活動	

2 交付金の限度額 金

円

(様式第2号)

平成 年 月 日

大阪市長 様

協議会名
代表者住所
代表者氏名 印

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業
交付金交付申請書

平成 年 月 日付で依頼のあった交付金対象活動を行うにあたり、交付金の交付を受けるので、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

区 域 名	
活動の期間	交付決定日 ～ 平成 年 月 日
交付申請額	金 円

〈添付書類〉

(1) 活動計画書 (別紙1)

(別紙 1)

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金

平成 年度 活動計画書

交付金対象活動実施依頼内容		活動計画
第3条各号	内容番号	※実施予定時期、回数、人数、規模などできるだけ具体的に記載してください

(様式第3号)

大阪市指令都整 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金
交付決定通知書

平成 年 月 日付けの交付申請について、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱第6条第1項により審査の結果、下記のとおり交付金の交付を行うことと決定したので通知します。

記

- 1 この交付金の対象となる活動の内容は、平成 年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとする。
- 2 交付金の交付額
金 円也
- 3 交付条件
(1) 今年度までにこの補助対象事業を完了すること。今年度末までに完了しない場合又はこの補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

<注意事項等>

- ・ 当該申請を取り下げる場合は、交付決定の日から10日以内に申請してください。(交付要綱第7条関係)
- ・ 活動完了後に実績報告を市長に提出してください。(交付要綱第12条関係)
- ・ 本市の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付金の額の確定の通知を受けた日から5年間適切に保存してください。(交付要綱第15条関係)
- ・ その他活動の実施にあたっては、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱の規定を遵守してください。

(様式第4号)

大都整 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金
不交付決定通知書

平成 年 月 日付けの交付申請について、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱第6条第2項により審査の結果、下記の理由により交付金の不交付を決定したので通知します。

記

(理由)

(様式第5号)

平成 年 月 日

大阪市長 様

協議会名

代表者住所

代表者氏名

印

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金
交付申請取下書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付の決定を受けた交付金交付対象活動について、当該活動の交付金交付申請を取り下げたいので、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 取下げ理由

(様式第6号)

請 求 書

平成 年 月 日

大阪市長 様

協議会名
代表者住所
代表者氏名 印

次のとおり請求します。

金 額		円也
内 容		

※ 金額の前には必ず¥を付けてください。

債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号		指定口座	
-------	--	------	--

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称		支店名称	
預金種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			

本市記入欄

局出納員・区会計 管理者確認印	印影等照合先 (契約番号等)		執行主管コード		支出命令番号	
	請求書等					
	確認者認印					
業務区分		<input type="checkbox"/> 歳 出	<input type="checkbox"/> 歳 入	<input type="checkbox"/> 歳計外	<input type="checkbox"/> 基 金	

(様式第 7 号)

平成 年 月 日

大阪市長 様

協議会名
代表者住所
代表者氏名 印

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金
交付金概算払申出書

平成 年 月 日付で依頼のあった交付金対象活動を行うにあたり、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱第5条により、交付金の交付について下記のとおり概算払を申し出ます。

記

1 概算払申出金額

金 円

2 概算払を申し出る理由

(様式第 8 号)

平成 年 月 日

大阪市長

様

協議会名
代表者住所
代表者氏名

印

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金
交付金交付変更等申請書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を受けた活動について変更を行いた
いので、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱第 10 条第 1 項
の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更等事項	ア. 交付金対象活動の全部を中止 イ. 交付金対象活動の一部変更 ウ. その他 ()
変更等の理由	
変更等内容	

(様式第9号)

平成 年 月 日

大阪市長

様

協議会名

代表者住所

代表者氏名

印

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金
変更届出書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を受けた内容について軽微な変更を行いたいので、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(様式第 10 号)

大阪市指令都整 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金
交付金交付決定変更等通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて交付決定した大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金について、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱第 10 条第 3 項又は第 4 項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

記

1 変更等の内容

1) 活動の変更等

2) 交付金額の変更

変更交付決定額	金	円
既交付決定額	金	円
差引剰余(又は不足)額	金	円

2 変更等の理由

3 交付条件

<注意事項等>

- ・当該交付決定の変更により交付金の額に変更が生じる場合は、交付金の追加又は戻入を行います。
(交付要綱第 10 条関係)
- ・活動完了後に実績報告を市長に提出してください (交付要綱第 12 条関係)
- ・本市の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付金の額の確定の通知を受けた日から 5 年間適切に保存してください。(交付要綱第 15 条関係)
- ・その他活動の実施にあたっては、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱の規定を遵守してください。

(様式第 11 号)

平成 年 月 日

大阪市長

様

協議会名

代表者住所

代表者氏名

印

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金

平成 年度活動実績報告書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付の決定を受けた、平成 年度の交付金活動の実績について、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱第 12 条により、下記のとおり報告します。

記

区域名			
活動の期間	年 月 日～	年 月 日	
交付金の交付決定額 ※1		金	円
交付金の精算	受領済額 ※2	(a)	金 円
	交付金精算額	(b)	金 円
	差引金額	(a)-(b)	金 円

※1 第 6 条第 1 項により通知された交付金をいう。

※2 第 8 条第 3 項により交付を受けた交付金の総計をいう。

〈添付書類〉

- (1) 活動報告 (別紙 1)
- (2) 収支決算書 (別紙 2)
- (3) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (4) その他成果物等、前号の内容を補完するための書類

(別紙1)

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金

平成 年度 活動報告

交付金対象活動実施内容		活動実績
第3条各号	内容番号	※実施時期、回数、人数、規模などできるだけ具体的に記載してください

(別紙2)

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金
平成 年度 収支決算書

(単位：円)

収入の部		
費目	金額	備考
交付金		
合計(受領済額(a))		

(単位：円)

支出の部			
交付金対象活動実施内容		金額	摘要
第3条各号	内容番号		
合計(交付金精算額(b))			

(単位：円)

差引金額(a) - (b)		
---------------	--	--

(様式第 12 号)

大阪市指令都整 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金
交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号による交付決定について、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱第11条第3項に基づき、下記のとおり取り消すので通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由

3 取消しの交付金額

(様式第 13 号)

大都整 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業
交 付 金 額 確 定 通 知 書

平成 年 月 日付けの実績報告について、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱第 13 条の規定により審査の結果、平成 年度における貴協議会に対する本市の交付金を下記のとおり確定したので通知します。

記

確定金額 金 円

(様式第 14 号)

平成 年 月 日

大阪市長 様

協議会名
代表者住所
代表者氏名 印

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業
交 付 金 精 算 書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で通知された交付金について、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、平成 年 月 日をもって下記のとおり精算します。

記

- | | | |
|------------------|---|---|
| 1 受領済額 ※ | 金 | 円 |
| 2 確定金額 | 金 | 円 |
| 3 受領済額と確定金額の差引金額 | 金 | 円 |
| 4 上記 3 の理由 | | |

※ 第 8 条第 3 項により交付を受けた交付金をいう。